

森林組合だより



1. 組合長あいさつ

組合員の皆様には、日頃から組合の事業全般にわたりご支援ご協力をいただき、感謝申し上げます。

平成29年度は、10年間の森林湖沼環境税が終了し、大子町の人工林13,800haの42%にあたる5,800haの山林が間伐による森林整備で生まれ変わりました。平成30年度は、新しい内容の森林湖沼環境税のスタートの年であり、国の森林環境譲与税が31年度から実施される準備の年と認識しているところで

す。新しい森林経営管理制度の概要の中に市町村の関わる経営管理権や、経営管理実施権などを設定して市町村が自ら経営管理を行う方向が示されております。このような過渡期に、私達森林組合はどのように対応するのか真剣に正面から検討したいと思っております。その為には、森林組合の独自性・地域性を踏まえた森林経営管理計画を立案し、補助金依存から脱却の足掛かりにすべき年度であると認識しております。

平成30年度運営方針の中から2点ほど説明したいと思います。

1点目は組合員である森林所有者が自己資産に対する管理責任の自覚を持ち、組合とともに経営管理委託契約書を作成して、成熟林の間伐から植林、下刈まで一貫した事業から補助事業を活用した間伐による森林整備まで行うことです。2点目は自己山林の所在地がよく分からない山林所有者に子孫のために残せる空中写真と公図を合成した森林所在推定概略図を作成し、面積及び樹齢も記載できる経営管理台帳を整備し、組合員の相談に応じることのできる仕組みをつくり、組合が組合員の山守りをする事を考えております。少なくとも、今年度1,000haを目標にして一貫した事業計画ができる体制にしたいと思っております。市町村が経営管理権を預かる前に組合員と組合が経営管理権について協議をして、経営管理契約書の積み重ねをすることがベストの方向性と考えております。

「組合員のための組合」とは、「組合員と共生できる組合」とは、もう一度原点に振り返り見つけなおす元年にしたいと思っておりますので、組合員の皆様のご支援をお願い申し上げます。

代表理事組合長 佐藤 信勝

《平成30年度からの重要課題》

1. 森林境界確認事業の継続と推進
2. 森林経営管理委託事業の推進
3. 未利用材の活用 板材・角材の販売

もくじ

- 組合長あいさつ……………1
- 経営管理委託事業……………2
- 造林補助制度……………3
- 職員紹介……………4



造林補助制度

間伐補助金制度に関しましては、平成30年7月現在下図の様な集約化一体的施業による搬出間伐が主流となっております。

集約化により5Ha以上の間伐



搬出材積に応じて
補助金額が決定



ha当 m^3 (36石)以上の搬出材積。申請面積が
5haであれば、50 m^3 以上の材積が必要

※施業地を集約化することが必須となり、団地の中で出来るだけ搬出作業を行うことが求められており、申請エリア内でhaあたりの最低必要材積(10 m^3)をクリアすることが条件となります。

森林経営計画の認定を受け施業を実施。各種補助事業をフルに活用し一人当たりの作業コストを大幅に下げる。

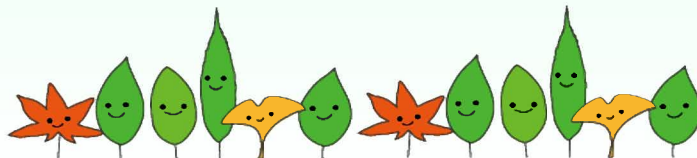
作業種類	対象樹齢	備考
植栽	1年生	Haあたり、1,500~3,000本 杉・ヒノキ他有用広葉樹
下刈	1~10年生まで	全刈
枝打ち	11~30年生まで	枝打幅1.50m以上、枝打高8.00m以下
間伐	11~60年生まで	最低10 m^3 以上搬出 伐採率36%まで、5ha以上のまとまり 出材積を証明できる書類が必要(欄外記載)
間伐以外最低面積要件0.10Ha以上(間伐のみ合計面積5.00Ha以上)		



補助金の代理申請をされる組合員様へのごお願い(重要)

- 補助申請をされる方は必ず、森林組合の補助申請様式「現地調査及補助金申請申込書」への記載・提出をお願いします。
用紙は当森林組合事務所か大子町森林組合WEB「<http://www.j-forest.jp/>」にあります。
- 間伐補助金を申請される方は、申請書と木材の搬出・販売された材積の証明確認ができる書類
「納品書・伝票・検知野帳等のコピー」、「施行前・中・後と土場丸太積み写真」をご提出下さい。
- 造林補助金制度の利用後は、向こう10年間に渡り皆伐行為が禁止されます。
10年以内に皆伐が実施されますと、補助金の返還義務が発生してしまいますので、何卒御了承下さいようお願い申し上げます。
- 植栽補助に関して、鉄塔の線下支障木で、東京電力等から補償金を受けられていますと、補助の対象にはなりません。
- 地目が山林以外の場所に植栽をされる場合は、地目の変更を必ず行ってください

※森林組合に作業を申込み頂いた場合は、補助金申請に関する事務手続きはすべて森林組合が行いますので、その場合は書類の必要はございません。



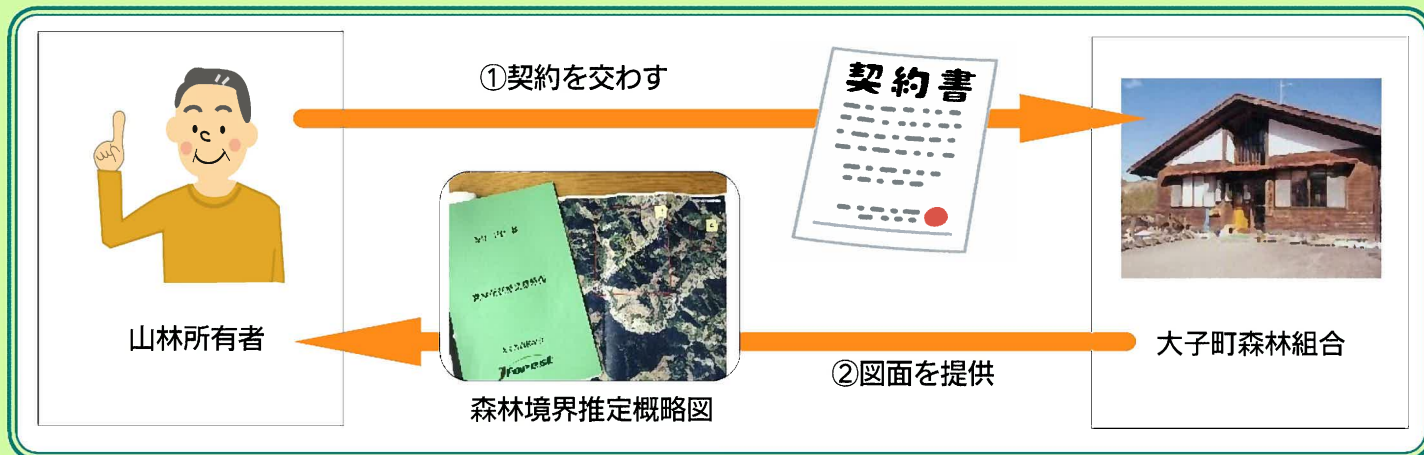
経営管理委託 あなたの山の山守いたします

山のことご相談下さい

経営管理委託契約の推進に取り組みます

「組合員の山守りは組合が行います」を合言葉に組合員の所有山林の経営や管理について組合員の自覚を求めながら、良き相談相手となり資産価値を高めていくことが、組合員と共生できる組合の役割と考えております。

高齢化により子孫に現地案内が出来ない現実と、権利書と公図のみにて所有山林の所在地にたどり着くのは大変難しいことと思います。当組合と経営管理契約を結べば、所在地概略図の提供や現地案内も致します。



未利用材の利用推進とお知らせ

日曜大工のおかいもの

～角材・タルキ材・板材など～



地元大子町ではぐくまれた八溝材を使ってみませんか
私たちが生まれ育った土地にともに成長してきた大子産八溝杉のやさしさと温もりを感じてみませんか？

原材料は組合買取林産端材の有効活用が目的です。寸法、数量等ご相談下さい。

盆栽棚用に厚板等もご用意できます。



まずはお気軽にお電話で
0295-72-0647



山火事注意!!

山は一度出火すると広範囲に燃え広がり、甚大な災害となってしまいます
入山する際、喫煙者の方は携帯灰皿を持つなどして下さい。



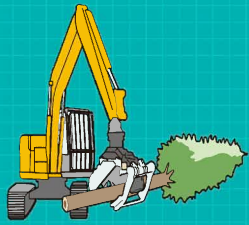
コンテナ苗のようす

コンテナ苗植栽試験の成長経過

今年で3年目を迎えた大子町冥賀にあるスギコンテナ苗の試験地では、毎年2回の下刈りを経て、初期の成長段階より生長量が増加し、良好な成長をみせています。

ツルの繁茂が旺盛な試験地ですので、今後も注意深く経過を観測して参ります。





職員紹介

私たちが森林組合職員です 新たな取り組みに向けて頑張ります



総務課長 嘉成 真一
今年度から新たな補助制度が導入されますが、所有山林等に関する疑問や不安なことはお気軽にご相談下さい。



業務課長 石井 崇博
ご先祖様から受け継がれた大事な山林を皆様に代わり保全整備致します。どんなご相談でも結構ですので、お気軽にお立ち寄り下さい。



業務課 販売係長 伊藤 貴志
年間を通して、時期や材種別に素材価格が変動します。山主様の材が少しでも高く売れるよう、仕分け、はい積みに全力を尽くします。



業務課 第一係長 鈴木紳太郎
皆様の大切な資源を守り、緑豊かな大子町を未来になくため、より一層の努力をいたします。山の事なら何でもご相談ください。



業務課 第二係長 大蔵 匠
山林への関心が薄れる中、当組合では資源と財産を守るべく所有者と一体となり、山林の維持管理を進めてまいります。



業務課 森林整備係 兼 総務課 庶務係 森田 兼
異常気象や、地震などにより災害が多くなっている。昨今、山地災害を防ぐためにも、皆様と一緒に森林整備を進めて行きます。



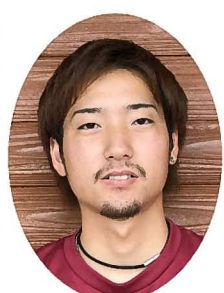
総務課 兼 経理係 渡邊 章子
経理係と森林管理推進係を兼務することになりました。経営管理委託事業という新しい取り組みで、皆様に貢献できるように頑張ります。



業務課 森林整備係 田井中 義樹
皆様の大切な資産である森林を守り、育んで行くように日々精進しております。日々の経験を活かし、お役に立てるよう頑張ります。



業務課 森林整備係 本田 龍也
大子町の緑あふれる森林を未来につなぐ為に、豊かな森づくりのお手伝いをさせていただきます。宜しくお願い致します。



業務課 森林整備係 加賀 豊
森林組合に入り五年目になり、調査なども増えてきました。調査の際には宜しくお願い致します。



業務課 森林整備係 栗田 真理
森林づくりへの意識を高め、知識を身につけながら大子町の豊かな緑・大切な資源を皆様と一緒に守っていききたいと思います。

